平成２３年（フ）第１７４号
埼玉県川越市大字渋井1349番地４
破産者　佐藤　司朗
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７５号
神奈川県横須賀市汐見台１丁目１番506号
破産者　南雲　七郎
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３７８号
神奈川県横浜市金沢区釜利谷南２丁目57番２号　ヒルズ小林103、開始決定時の住所神奈川県横須賀市長瀬１丁目16番12―503号
破産者　石川　文夫
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６１号
神奈川県逗子市沼間２丁目３番１―308号
破産者　渡邊　昭夫
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１号
富山県下新川郡入善町上野11558番地１　アリアーテⅡ―202、開始決定時の住所富山県下新川郡入善町吉原東58番地３
破産者　島田喜美子
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第２号
富山県下新川郡入善町青島747番地１　トラント・ドゥ・リスＥ―102、開始決定時の住所富山県下新川郡入善町吉原東58番地３
破産者　島田　宏信
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第３号
富山県下新川郡入善町上野11558番地１　アリアーテⅡ―202、開始決定時の住所富山県下新川郡入善町吉原東58番地３
破産者　島田　淳子
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第２２８６号
名古屋市名東区平和が丘５丁目45番地　横井パークマンション307号
破産者　藤田　興造
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４７１号
名古屋市昭和区荒田町２丁目25番地　大藤ハイツ３―Ａ号
破産者　天野　　誠
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４７２号
名古屋市昭和区荒田町２丁目25番地　大藤ハイツ３―Ａ号
破産者　天野　政江
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７６６号
名古屋市南区城下町１丁目47番地の２　フェニックス大磯203号
破産者　大澤　　彰
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５２１号
名古屋市守山区小幡宮ノ腰７番33号　セントリープラザ101号
破産者　小島　貴光
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２７号
神戸市東灘区森北町１丁目７番27号　神岡マンション402号、従前の住所神戸市北区藤原台南町５丁目15番５号
破産者　吉田　文明
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５５号
広島市佐伯区海老園１丁目５番30号
破産者　小山　美輝
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４５号
広島市安佐北区倉掛１丁目20番33号
破産者　児玉　要介
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２号
広島県大竹市玖波１丁目９番２の504号
破産者　廣藤　勝彦
１　決定年月日　平成23年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８７号
札幌市中央区南７条西17丁目１番33―207号
破産者　矢ヶ崎夏希（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１７号
北海道江別市上江別東町36番地の６
破産者　杉村　晃一
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６号
北海道登別市常盤町３丁目12番地10
破産者　國松　丈太
１　決定年月日　平成23年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係